

府道栗田半島線における夏期の通行止について

令和4年5月25日
京都府丹後土木事務所
(電話 0772-22-3245)

府道栗田半島線の島陰から田井の区間は、車道の幅が狭く離合が困難な箇所がありますが、夏期には多くの海水浴客などが路上駐車し、交通に支障を来す場合があります。

接触事故や転落事故の発生、急病人等が発生した場合に緊急車両が通行できないなど、安全な通行が確保できないおそれがありますので、昨年と同様、下記のとおり全面通行止を実施します。

記

- 1 区 間：栗田半島線（府道 605 号線）
宮津市島陰～田井（下図をご参照ください）
- 2 規制内容：全面通行止（緊急車両の通行は行います）
- 3 実施日時：令和4年7月1日（金）から令和4年8月31日（水）まで
- 4 お問合せ先：丹後土木事務所 施設保全課長 村野智志 0772-22-3245

